

(注1)以下に該当する場合、①及び②にあわせてお持ちください

- 別世帯の方が代理で申請する場合……………委任状と代理人の方の本人確認書類
- 国保加入済の世帯で新たに加入者が生じる場合…国保の保険証
- 世帯主が他の保険に加入している場合……………世帯主の保険証
- 解雇・倒産等により失業した場合……………雇用保険受給資格者証  
(詳しくは19ページをご覧ください)
- 医療費の助成を受けている場合……………各種受給者証(担当課への変更手続きが必要)

※保険料の納付は、安心・便利な口座振替でお願いしています。区役所の窓口では、キャッシュカードのみでも口座振替を申し込むことができます(一部金融機関を除きます)。口座振替の申し込みについて、詳しくは22~23ページをご覧ください。

## 脱退するとき

勤務先の健康保険への加入等で国保を脱退するときには、届け出をする必要があり、この届け出が遅れると保険料の変更(減額)ができなくなる場合があります。また、国保の資格がなくなったあとで国保の保険証を使用して診療を受けた場合は、国保がいったん負担した医療費を返していただくことになります。

### ①必ずお持ちください

- ・届出人本人と確認できるもの(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)、障害者手帳、在留カードなど)
- ・世帯主及び脱退する方の個人番号がわかるもの(マイナンバーカード(個人番号カード)、番号通知カードなど)

### ②届け出の内容により、以下もお持ちください

こんなとき	必要なもの
札幌市から北海道外に転出するとき	・国保の保険証 ・下記(注2)の中で該当するもの
勤務先の健康保険などに加入した、または被扶養者となったとき	・国保の保険証 ・勤務先の保険証(世帯全員分)または健康保険加入証明書 ・下記(注2)の中で該当するもの
生活保護を受けるようになったとき	・国保の保険証 ・生活保護開始決定通知書 ・下記(注2)の中で該当するもの
死亡したとき	・国保の保険証 ・印鑑 ・代表相続人の通帳(世帯主が死亡したとき) ・下記(注2)の中で該当するもの ※葬祭費の手続きに必要なものは38ページをご覧ください。

(注2)以下に該当する場合、①及び②にあわせてお持ちください

- 別世帯の方が代理で申請する場合……………委任状と代理人の方の本人確認書類
- 医療費の助成を受けられている場合……………各種受給者証(担当課への変更手続きが必要)

※75歳になることにより後期高齢者医療制度に移行する方は、自動的に脱退になりますので、届け出は不要です。

## 高額介護合算療養費について

同じ世帯で、国保と介護保険の自己負担額の合計（高額療養費等、高額介護サービス費等として払い戻される額は除く）が、下の表の限度額を超える場合、申請により超えた額が払い戻されます。

計算は、8月から翌年7月までの1年間分で行い、翌年8月から申請を受け付けます。

★表1 69歳以下

所得区分	適用区分	高額介護合算療養費限度額
上位所得者	ア	2,120,000円
	イ	1,410,000円
一般	ウ	670,000円
	エ	600,000円
低所得者	オ	340,000円

★表2 70歳以上74歳以下

所得区分	適用区分	高額介護合算療養費限度額	
		平成29年8月～平成30年7月	平成30年8月以降
現役並み所得者	現役並みⅢ	670,000円	2,120,000円
	現役並みⅡ		1,410,000円
	現役並みⅠ		670,000円
一般			560,000円
住民税 非課税	低所得者Ⅱ	Ⅱ	310,000円
	低所得者Ⅰ	Ⅰ	190,000円

※ 所得区分は、高額療養費(30ページ)と同じです。

## 死亡したとき(葬祭費)

加入者が死亡したとき、葬祭を行った方(喪主または施主)に葬祭費が支給されます。

- 支給額…………… 30,000円
- 申請手続き… 次のものをお持ちになり、お住まいの区の区役所保険年金課の窓口で申請してください。
  - 保険証
  - 会葬はがきなど、葬祭を行った方の氏名が確認できるもの
  - 葬祭を行った方の口座番号のわかるもの
  - 葬祭を行った方の印鑑

### 一口メモ 各申請が遅れると…

給付金の申請は、2年以内に行わないと時効によって権利が消滅しますのでご注意ください。